

船舶事故調査報告書

令和5年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年1月3日 13時50分ごろ
発生場所	愛媛県松山市興居島南方沖 松山港外港2号防波堤北灯台から真方位273°1.5海里（M）付近 （概位 北緯33°52.2 東経132°40.1）
事故の概要	遊漁船武丸は、南東進中、また、プレジャーボートイルカ丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年1月24日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 武丸、3.8トン 281-41647愛媛、個人所有 B プレジャーボート イルカ丸、5トン未満（長さ5.03m） 281-32173愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 2人（船長B及び同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船首風防に破損、船首マストに曲損、右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、遊漁を終えて帰航する目的で、約8ノットの対地速力で手動操舵により南東進していた。 船長Aは、目視で見張りをしながら操船中、前方約1.0M先にB船がいることを認めたが、接近してから避ければ良いと思い、釣り客との会話に意識が向き、後方を向いて、釣り客と話をしているうちにB船の存在を失念し、突然衝撃を感じて振り返り、B船と衝突したことに気付いた。 船長Aは、A船をB船に接近させた後、船長Bに負傷の状況及びB船の損傷状況を確認し、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、自力で航行して帰港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、船首を北西方に向けて主機を停止し、船首部からアンカーを投入し、錨泊して釣りを行っていた。

	<p>船長Bは、時々周囲を見回して釣りを行っていたところ、船首方約200mにB船に向けて航行するA船を認め、ふだん、航行する他船が錨泊中のB船を避けていたので、いずれA船もB船を避けてくれると思い、釣りをしながら錨泊を続けた。</p> <p>船長Bは、A船が約100mまで接近しても針路を変える様子が見えなかったため危険を感じ、大声で叫びながら両手を大きく振ったものの、B船の右舷船首部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、衝突の衝撃で船長B及び同乗者が負傷し、来援した巡視艇に誘導されて帰港した後、船長B及び同乗者は救急車で病院に向かい、船長Bが下顎挫創と、同乗者が左胸部打撲傷及び頸椎捻挫とそれぞれ診断された。</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南東進中、船長Aが、前方にB船を認めた際、接近してから避ければ良いと思い、釣り客との会話に意識を向け、B船の存在を失念して航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が船首を北西方に向けて錨泊中、船長Aが、前方にB船を認めた際、接近してから避ければ良いと思い、釣り客との会話に意識を向け、B船の存在を失念して航行を続け、また、船長Bが、接近するA船を認めた際、航行中のA船がB船を避けてくれると思い、錨泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、常時、周囲の見張りを適切に行い、他船の動静を確認し、接近する他船を認めたときは余裕のある時機に回避措置を採ること。 ・船長は、錨泊中においても、常時、周囲の見張りを適切に行い、他船が接近する場合には、航行中の他船が避けてくれると思わず、余裕のある時機に有効な音響による信号を行い、必要に応じて移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。